

四條畷荘デイサービスセンターほほえみ  
四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業（通所型サービスA（緩和型））  
運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が設置する四條畷荘デイサービスセンターほほえみ（以下「事業所」という。）において実施する四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービスA（緩和型））（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、通所型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な通所型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、四條畷市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 4 通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
- 5 前4項のほか、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」（令和5年11月1日施行）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 : 四條畷荘デイサービスセンターほほえみ
- (2) 所在地 : 大阪府四條畷市北出町 28 番 1 号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 生活相談員 2 人以上

利用者及び家族等からの相談に応じ、生活指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員 (看護師・准看護師) 2 人以上

運動器の機能向上プログラムの提供にあたって必要な健康状態の確認及び訓練指導を行う。

- (4) 介護職員 14 人以上

利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- (5) 機能訓練指導員 2 人以上

運動器の機能向上を目的として、運動器機能の減退を防止し又は維持・向上を図るための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日とする。但し、12 月 31 日～1 月 3 日は除く。
- (2) 営業時間 午前 9 時から午後 5 時 45 分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 5 時までとする。

(通所型サービスの利用定員)

第7条 事業所の利用定員枠は、次のとおりとする。

- (1) 通所型サービス A (緩和型) 1 日 1 単位 各 7 名

(通所型サービスの内容)

第8条 事業所で行う通所型サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導（相談・援助等）、レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) アクティビティ（介護予防） など

（利用料等）

第9条 通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、「四條畷市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」（令和6年4月1日施行）の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、640円（内30円おやつ代）を徴収する。
- 3 その他、通所型サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 通所型サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない介護予防通所介護相当サービスにかかわる利用料の支払いを受けた場合は、提供した介護予防通所介護相当サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 8 事業所は、利用者負担額について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日のサービス提供開始前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、四條畷市とする。

(衛生管理等)

第11条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、利用者の使用する施設及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所において、感染症の予防及びまん延を防ぐため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催（六月に一回以上）及び結果の周知
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者が通所型サービスの提供を受ける際には、従業者は利用者から医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等の連絡を受け、心身の状況に応じたサービスの提供を行うよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 従業者は、通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年1回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 通所型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した通所型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知

(2) 虐待防止の指針の整備

(3) 従業者に対する定期的な研修の実施

(4) 虐待防止に関する措置の担当者の配置

(5) 虐待防止に関する責任者:特別養護老人ホーム四條畷荘 荘長 真壁 卓也

(6) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定
- (2) 従業者に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(地域との連携等)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第20条 事業所は、適切な指定通所介護〔指定介護予防通所サービス〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメント防止に関する指針の策定
- (2) ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (3) その他ハラスメント防止のために必要な措置

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年12回

2 事業所において、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

3 事業所は、通所型サービスに関する記録を整備し、サービス提供を完了した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大阪府社会福祉事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第22条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を四條畷市へ届け出なければならない。

- (1) 廃止し、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所型サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

#### 附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和5年 1月1日から施行する。

この規程は、令和6年 4月1日から施行する。

この規程は、令和6年 10月1日から施行する。

この規程は、令和7年 4月1日から施行する。